

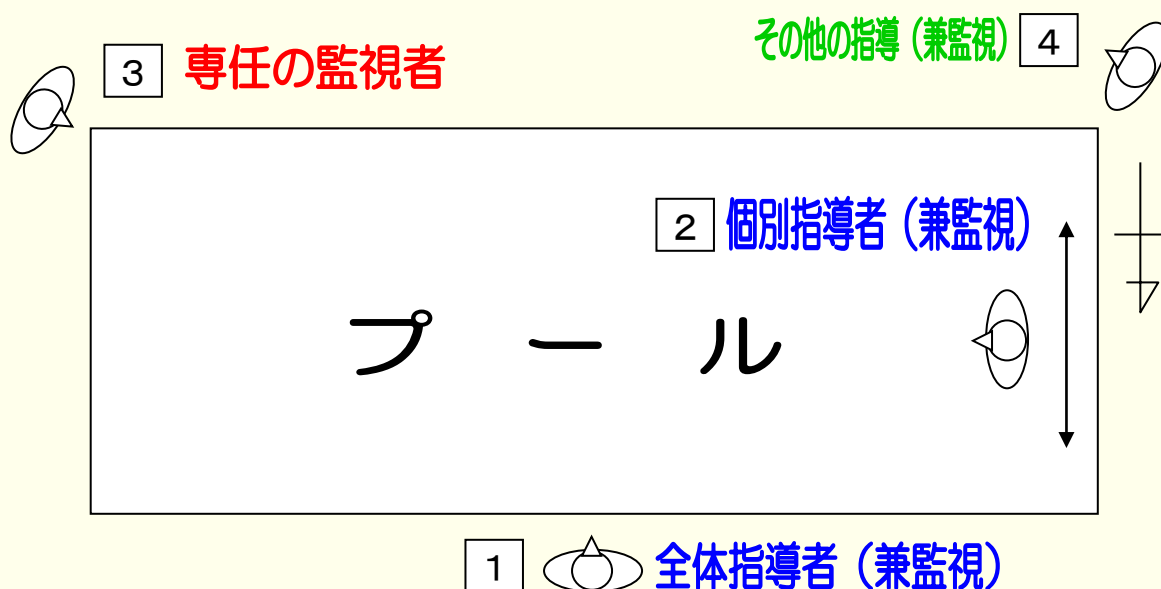
水泳指導における重要事項の確認

平成26年度水泳指導計画（F－体－3－①～④）より重要事項を確認（含む改訂）します。

1 指導・監視の基本（＝役割を明確にすること）

- 常に3人以上で水泳の指導に当たる。
3人の内、1人は専任の監視（常時、監視の業務に専念する）とする。
- 見学者の指導等で3人態勢が崩れないように、さらに1人以上が水泳以外の指導に当たる。
- 指導・監視者は必ず、いつでも入水できる服装と準備をしておく。
- 授業開始前に、指導のねらい、指導内容・計画、特に指導・監視態勢の確認を徹底すること。
- 安全指導上留意すべきことは、指導中も常時、連絡の徹底を図ること。

2 水泳指導中の監視態勢



- ・ 監視者はプール全体を見渡すことができ、プール角などの死角を防ぐ位置とする。
- ・ 監視はプールを挟んで互いに反対側に位置し、挟む形を保ちながら適宜移動する。
- ・ 個別指導等を行う場合も、指導・監視者全員が同時にプール内に入ってはならない。

3 監視の留意点

- バディ方式を取り入れ、水泳の前後・途中において、人員の確認を確実・迅速に実行する。
- 水面上はもちろん、水底にも視線を向け、水面が反射するような部分には特に注意すること。
- 児童一人一人の様子を注視し、顔色や動作、唇の色、鳥肌等の有無などを確認すること。
- 児童一人一人に直接声をかけながら、その都度、体調を聞き取ることも大切である。
- 少しでも不調が感じられた場合は速やかに中止し着替える等、迅速・適切に措置すること。
- 万が一の場合の中止や見学などの判断・指示は、迅速にしなければならない。

4 その他の留意事項

- 途中の退出や入水は、指導者の確認後に許可する。
- 学校の携帯電話は、必ず持って上がる。
- AEDは、水泳期間中は職員室に置いておく。

「〇〇だろう」
という思い込みは厳禁！
必ず声を掛け合いましょう